

「地方分権改革に関する提案募集」（平成26年度の結果）について

長野県企画振興部総合政策課

○平成26年度から、権限移譲や規制緩和を地方から国に対して提案する「地方分権改革に関する提案募集制度」が始まりました。

○多くの中山間地を抱える本県において、人口急減社会に対応した持続可能な地域社会づくりを進める観点から検討を行い、平成26年7月に、7件の提案を行いました。

○平成27年1月30日の閣議で、提案募集の対応方針が決定されました。

<全国の状況>

提案件数 866件

- ① 「提案の趣旨を踏まえ対応」 392件
- ② 「現行規定で対応可能」（今回の提案により取扱が明確となったもの） 103件
- ①～②の計 495件

$$495/866 = 57.2\%$$

<本県の状況>

提案件数 7件

- ① 「提案の趣旨を踏まえ対応」 4件
 - ⇒医療用麻薬小売業者間譲渡の許可権限の移譲
 - ⇒過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和
 - ⇒認定職業訓練助成事業費における補助対象経費の算定基準の緩和
 - ⇒小規模旅客自動車運送事業の事務・権限の移譲
- ② 「現行規定で対応可能」 1件
 - ⇒農地等への権利設定における全部効率利用要件の緩和
- ①～②の計 5件

$$5/7 = 71.4\%$$

No	提案項目 (根拠法令) 【所管府省庁】	概 要	対応方針
1	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限の移譲 (道路運送法) 【国土交通省】	過疎地域等における小規模な交通需要に対応するため、当該地域でのバス等の旅客自動車運送を実施する場合の事務・権限を都道府県知事等に移譲する。	① 「地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある自治体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。」
2	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和 (旅行業法)【観光庁】	過疎地域を有する市町村が、着地型旅行事業を企画・実施しようとする場合、旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	① 「営業保証金、資格要件の在り方を検討し、平成27年中に結論を得る」
3	後期高齢者医療制度における財政調整の仕組みづくり (高齢者の医療の確保に関する法律)【厚生労働省】	現行の後期高齢者医療制度における住所地特例制度は、広域連合間で適用され、75歳以上の者が広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合などはこの特例が適用されないことから、こうした場合でも施設所在地の市町村の財政負担が生じないように、財政調整の仕組みを構築する。	「提案の対象外」 第2次勧告で、「義務付け・枠付け」の対象範囲から除かれた「費用負担等に関する規定」に該当
4	認定職業訓練助成事業費における補助対象経費の算定基準の緩和 (職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱)【厚生労働省】	当該補助金の交付要件として「5人以上の訓練生がいること」があるため、少人数の訓練科目は補助対象外となっていることから、この要件を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とすることで、地域の産業の担い手などを確保。	① 「訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化を検討し、平成27年中に結論を得る。」
5	農地等への権利設定における全部効率利用要件の緩和 (農地法)【農林水産省】	現状では、他者に農地等を貸し付けている場合、農地等の売買ができないことから、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法律に規定する全部効率利用要件を満たし、農地等の売買等ができるようにする。	② 「全部効率利用要件の解釈を明確化し、通知する」
6	中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定権限の移譲 (中小企業信用保険法)【経済産業省】	災害発生時の中小企業者に対するセーフティネット保証に必要な地域指定について、現状、国での指定には数ヶ月を要していることから、災害救助法の適用など、甚大な被害が発生した場合の地域指定の権限を都道府県知事に移譲し、速やかに指定することで、中小企業者の喫緊の資金需要に対応する。	「対応不可」
7	医療用麻薬小売業者間譲渡の許可権限の移譲 (麻薬及び向精神薬取締法) 【厚生労働省】	在宅患者の疼痛等の緩和のため処方される医療用麻薬の小売業免許は都道府県知事の権限である一方、在庫不足の際に近隣の薬局間での譲渡・譲受を可能とする小売業者間の譲渡許可(1年有効)は厚生労働大臣の権限となっており、毎回の手続きに時間的・経済的負担が生じていることから、譲渡許可の権限を都道府県知事に移譲する。	① 「都道府県に移譲する」

※「対応方針」欄の、①は「提案の趣旨を踏まえ対応」するもの、②は「現行規定で対応可能」なもの